



発行所
三重県地方自治研究センター
三重県津市栄町2丁目361番地
(財)三重県地方自治労働文化センター内
TEL059-227-3298
FAX059-227-3116
http://www.mie-jichiken.jp/
info@mie-jichiken.jp

2013年4月インターネット選挙運動解禁に係る公職選挙法の一部を改正する法律が成立しました。これにより、政党ならびに候補者、一般有権者もインターネットを使って選挙運動ができるようになりました。

「ネット選挙」とは

世間では「ネット選挙」とよく言われていますが、正式には「インターネット選挙運動」の略でインターネットを選挙運動に利用することを言います。

ネット選挙という言葉だけを聞くと何だかインターネット上から投票ができるようになった印象を受けますが、そうではありません。テレビや新聞でもたいへん話題になりましたが、今回の参議院選挙では「ネット選挙」という言葉だけがひとり歩きをして具体的な内容については、あまり認知されていないような気がしました。恥ずかしながら、私の周りでもネット選挙解禁について「投票所に行かなくてもネットから投票ができるんじゃないの?」と勘違いをしている人もいたくらいです。で

は、一般国民にとって今回の法改正はどのような影響があったのでしょうか。今までの候補者の情報発信としては、ポスター、チラシ、街頭演説、公選はがき、紹介等がありました。しかし、これらの手段や方法だけでは全ての有権者層をカバーしているとは言い難いでしょう。ポスターだけでは詳しい政策は分かりませんし、忙しいサラリーマンは街頭演説を聞いている時間もないのです。そこで今回のネット選挙解禁によりホームページやブログ、FacebookやTwitterなどのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）※1を通して有権者は自分の好きな時間に知りたい情報を得ることができるようになったのです。これにより候補者の政策や政治活動が今まで以上に明確になり、じっくり検討したうえで選挙に臨むことができるようになりました。しかし、このネット選挙には「落とし穴」があるのです。

現在のネット社会におけるSNS利用率は、ネット利用者の過半数を上回っていると言われます。特に今回の参議院選挙では、このSNSの活用が勝敗を分けたと言っても過言ではないくらい候補者もいました。（一方では、有権者とのコミュニケーションの取り方が分からなかったり、炎上※2することを恐れて活かしきれなかった候補者もいたようです。）SNSの特徴としては、双方（候補者と有権者）でのやり取り

りができて、情報の拡散が安易にできることです。この手軽さゆえに法改正の内容を把握していない有権者は、知らず知らずのうちに法を犯してしまう恐れがあります。例えば、選挙期間中以外におけるFacebookやTwitter等への書き込み（候補者を支援する内容）や候補者から送られてきたメールを転送する行為は選挙違反になってしまいます。ネット選挙が解禁になったからといって、一般人の自分にはあまり関係はないと思っていた人も多いのではないのでしょうか。この落とし穴にからないためにも「インターネット選挙運動」の注意点を改めて整理したいと思います。

ネット選挙解禁で「落とし穴」が広がるようになった

インターネットを利用した選挙運動には、大きく分けて2つの方法があります。

- ① Webサイト等を利用する方法
 - ◆ ホームページ
 - ◆ ブログ・掲示板
 - ◆ Facebook・Twitter等SNS
 - ◆ 動画共有サービス (YouTube・ニコニコ動画等)
 - ◆ 動画中継サイト (Ustream・ニコニコ動画の生放送等)
 - LINE等のユーザー間でやり取りするメッセージ機能も含まれます。
- ② 電子メールを利用する方法
 - ◆ SMTP方式（いわゆるプロバイダ等の電子メール）

◆電話番号方式（携帯電話番号をアドレスの代わりに使って短文をやり取りするショートメッセージサービス等）

これらが新しく選挙期間中に利用できるようになった選挙運動です。ただし、有権者は電子メールによる選挙運動を引き続き行うことができなくなっています。また、送られてきたメールを転送する行為も禁止となつていきますので注意が必要です。○詳細は、総務省の「インターネット選挙運動解禁に関する情報」をご覧ください。

ネット選挙運動への注意すべき点

これらを利用する際にはいくつかの注意点があります。

①表示の義務

Webサイト等を利用する場合には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません。

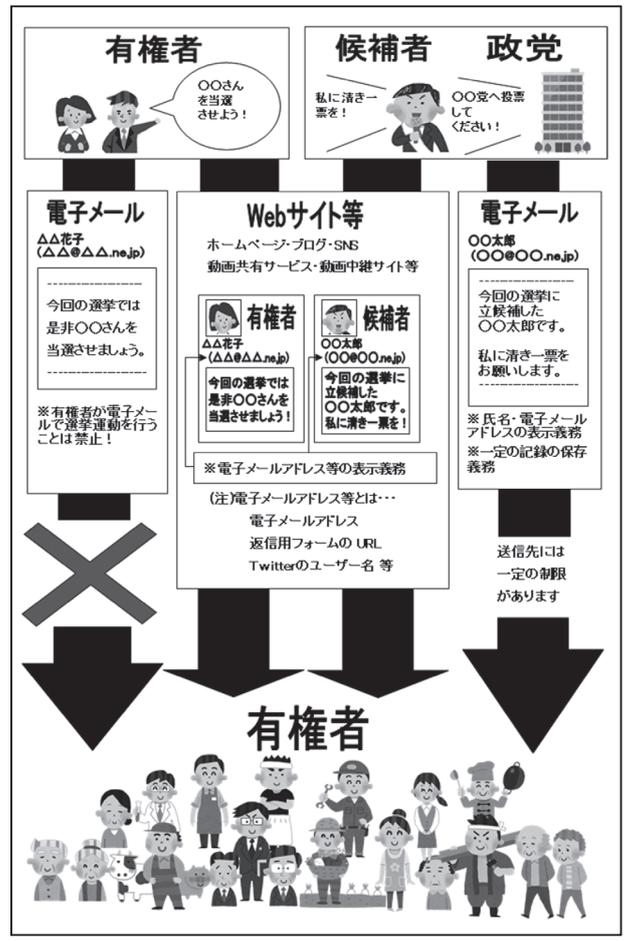
◆ホームページ：トップページに電子メールアドレス等を分かりやすく表示。

◆掲示板：1つ1つの書き込みには、電子メールアドレス等の連絡先を表示。

◆Facebook・Twitter…投稿すると自動的にユーザー名が表示されるため、投稿文面に電子メールアドレス等を表示しなくとも表示義務を果たしたことになります。

②電子メールでの選挙運動

◆あらかじめ、選挙運動用電子



◆メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールアドレスを継続的に受信して、選挙運動用電子メールの通知に関して拒否をしていない人については送信することができます。つまり、同意がなされたアドレスにしかメールは送られてくることはありません。

③選挙運動期間の定義

◆送信したメールは、一定期間の保存義務があります。

◆ネット選挙運動ができる期間は公示、または告示日より選挙期日の前日までです。ネット選挙が解禁したからと言ってそれ以外の期間での選挙運動はできません。ただし、

Webサイト等で選挙期日の前日までに掲載されたものは、当日以降もそのままにしても問題はありません。また、選挙期日後の挨拶行為（「応援ありがとうございます」等）については投稿することが可能です。

④未成年者（20歳未満）のネット選挙運動の禁止

未成年者の選挙運動は元々禁止されていましたが、ネット選挙解禁後もそれは変わりません。

ネット選挙解禁後初の国政選挙を終り

今回の参議院選挙で初めてネット選挙が解禁されたわけですが、特に大きな混乱はなく進んだ印象を受けました。（中にはネット上で候補者になりすまして選挙を妨害したり、政

党や候補者を中傷したりするケースも一部ではあったみたいです。）ただし、残念なのは投票率で52・61%と戦後3番目の低さでした。この投票率から見ても分かるようにネット選挙が解禁したからといって若い世代の政治離れを食い止めるには至らなかったようです。

しかし、中にはネット選挙解禁の波に乗り、ネットを駆使したことが当選に結び付いたと言われている候補者もいます。代表的な方では、東京選挙区で当選を果たした俳優の山本太郎氏がいます。無所属新人の山本太郎氏が、激戦区である東京選挙区でこれだけの支持を集めたのはネットの力だと言われています。その中でも特に注目したいのは資金の足りないネット戦略です。地盤のない山本陣営にとつてのスタッフは、FacebookやTwitter等呼びかけに応じてくれたボランティアの人たちばかりです。そのボランティアスタッフがさらにSNS等呼びかけを拡散することで大きなうねりとなり山本太郎氏を見事当選へと導いたのです。これはお金や組織のバックアップが無くて「日本の政治に参加することができる」というひとつの実績だと思えます。

一方で、SNSを利用したものの、有権者とのコミュニケーションが分からず、双方向のネットの利点を活かし切れなかった候補者もいたようです。中には公示直前にFacebookのアカウントを作成し、その直後から大量の友達申請をしたため「なり

すまし」と判断されアカウントがロックされるといふ事件もありました。

結果はさておき、候補者の大半がネットを利用したわけですが、残念ながら投票率アップにはつながりませんでした。ではなぜ、ネット選挙が解禁となったにも関わらず、いまひとつ盛り上がりにかけたのでしょうか。

原因のひとつとしては、ネット選挙解禁の話とともに突然始めた候補者が多かったことがあげられます。

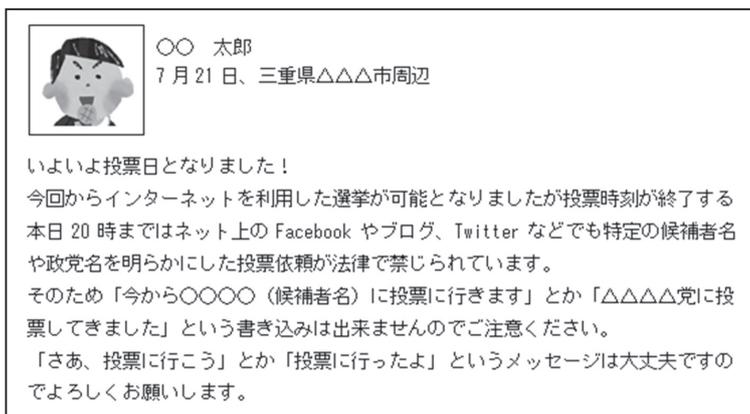
今回の三重選挙区においてもすべての候補者がWebサイト等を利用して、それぞれの選挙運動を発信していました。しかし、これらの多くは法案が可決されてから開設されたサイトで、その人がどういった人物でどういった活動をしてきた人なのかという過去については少し情報不足です。やはり「過去・現在・未来」がはっきりと明確になっているからこそ、この人に投票しようという気になるのではないのでしょうか。

その点、先に出した山本太郎氏は、以前から日常的に「Twitter」等を通じて様々な活動を行い、多くの人と生々しくぶつかり合うことが評価されてきました。そうしたネット発信を継続しているからこそ、今回のネット選挙では成果が出たのです。まだまだネット選挙は解禁したばかりです。日常的にその主張や活動を継続して情報発信することが、今後のネット選挙には重要となってくるでしょう。

ネット選挙の今後の課題

ひとつは、有権者による知らず知らずの公職選挙法違反です。これを防ぐには、政府が国民に法改正の内容を周知することも大切ですが、政党や候補者側からも有権者に対して注意を促す行動が必要であると思います。例えば、FacebookやTwitter等で「みなさん、あと1,000票足りません。投票がまだの人は是非とも〇〇さんに一票をお願いします」といった候補者を支援する書き込みは、公示から選挙期日の前日まででは大丈夫ですが、選挙当日では

図1 Facebookによる投稿例



〇〇 太郎
7月21日、三重県△△△市周辺

いよいよ投票日となりました！
今回からインターネットを利用した選挙が可能となりましたが投票時刻が終了する本日 20 時まではネット上の Facebook やブログ、Twitter などでも特定の候補者名や政党名を明らかにした投票依頼が法律で禁じられています。
そのため「今から〇〇〇〇（候補者名）に投票に行きます」とか「△△△△党に投票してきました」という書き込みは出来ませんのでご注意ください。
「さあ、投票に行こう」とか「投票に行ったよ」というメッセージは大丈夫ですの
でよろしくお願ひします。

違反となります。たとえ候補者が熟知していても有権者の中には選挙運動期間の定義をよく理解していない人もいるかもしれません。そうならないためにも、サイト管理人等による注意書きが必要です。（※図1参照）
また、メールによる選挙運動も同じことが言えます。有権者が誤って第三者にメールを転送しないように注意を促す文面を入れると良いでしょう。併せてメールの配信停止ができる「CR」を記述することも有権者にとって親切なる印象を与えます。（※図2参照）
もうひとつは未成年者（20歳未満）のネット選挙運動の禁止です。特に怖いのは、ネット選挙が解禁されたことに関して無関心な10代のSNSユーザーです。若者の政治離れが叫ばれている今、「自分はまだ選挙権がないからネット選挙なんて関係ない。」と思っている10代の若者はたくさんいると思います。そんな若者たちが、今回の法改正によって知らず知らずのうちに公職選挙法を違反してしまふ恐れがあるのです。例えば、他人から回ってきた選挙運動メッセージをシェア※3やリツイート※4によって転送してしまう行為も未成年者にとっては違反となります。これは若者にとって、普段気軽に行っている行為なだけにまさか自分が法を犯してしまっているなど夢にも思わないでしょう。日本国内における10代のSNSユーザーは極めて高い割合を占めています。だからこ

図2 メール配信例

このメールは公職選挙法に従って送信している選挙運動用電子メールです。
●参議院 三重選挙区候補：〇〇太郎
●メールアドレス：〇〇@〇〇.ne.jp

【このメールは第三者へ転送しないでください】
このたびは立候補しました〇〇太郎です。
私に清き一票をお願いします！

このメールの受信を希望されない場合は、誠にお手数ですが下記URLから配信停止手続きを行ってくださいますようお願い申し上げます。
⇒ <http://〇〇.〇〇.html>

このメールは第三者へ転送できません
選挙運動用電子メールは、政党または候補者のみが送信可能と定められておりますのでご注意ください。

そ、選挙権のない若者たちへも今回の法改正の内容を十分周知し、理解してもらおう必要があるのではないのでしょうか。

それから第三者によるなりすまし行為や誹謗・中傷の問題があります。これらは非常に識別が困難であり、取り締まりが容易ではありません。幸いにも今回の参議院選挙では、それほど大きなトラブルはなかったみたいですが、今後の犯罪に備えて、サイバー捜査員の強化や悪質な違法行為を取り締まることのできるシステムの構築などが必要だと言えます。

最後に

今回の結果からしてもネットを中心とした選挙運動ではあまり効果は出ていないのは確かです。やはりリアルな選挙運動を重視し、有権者と

直接的に会ってコミュニケーションをとってこそ国民の支持が得られるのだと思います。

もちろん、今回の選挙結果を受けてネット選挙に意味はなかったと決めつけるわけではありません。これまでは、政党・候補者の選挙運動や政治活動を知る手段としてはポスター・チラシ・街頭演説と限られた方法しかありませんでした。しかし、それが現代における必須ツールであるインターネットを利用することにより多くの情報を得ることができるようになったのです。ネットが我々にとって身近な存在だけに政治、選挙に関しても身近な存在になったことは大きな進歩だと思います。

こうして有権者が政治に参加しやすい環境になったからこそ、政治家はネットをうまく活用し、平時から有権者とのやり取りを活発に行うことが大切です。そうすることで有権者と政治家との距離はもつと近づくのではないのでしょうか。

◆◆用語説明◆◆

※1 SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)

人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサービスのこと。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する

会員サービスのこと。代表的な例としてはFacebook・Twitterまた最近ニュースでも話題となっているLINE等があげられる。

※2 炎上(ネット用語)

なんらかの不祥事をきっかけにネット上の特定のサイトに大量のアクセスや反論のコメントが集中すること。それによりサイトを管理するサーバーの動きが遅くなったり、パニックして動かなくなったりすることもある。

※3 シェア(Facebook)

誰かの投稿記事や写真を友達に紹介する行為。

※4 リツイート(Twitter)

誰かのつぶやきを再投稿する行為。

第1回 合併後の行政推進機構研究会を開催しました



8月2日(金)第1回合併後の行政推進機構研究会を開催しました。

本研究会は、四日市大学総合政策学部 小林慶太郎教授を座長に迎え、合併後の行政推進機構の機能及び自治体の地域政策に関する検証を行います。

今後は、研究会メンバーの出身自治体(津市、松阪市、亀山市、桑名市、伊賀市、熊野市、伊勢市)を中心に職員の配置数や組織機構の変化などの情報収集を行い、先進自治体との比較をしながら分析を進めていきます。

三重大大学 『美し国おこし・三重さきもり塾』 公開シンポジウム

2013年7月27日(土) 御浜町にて「災害に備えたまちづくり・人づくり」と題し、美し国おこし・三重さきもり塾公開シンポジウムが開催されました。

まずはじめに「美し国おこし・三重さきもり塾」とその修了生により設立された「美し国おこし・三重さきもり倶楽部」の活動紹介がありました。その後、さきもり塾の塾生である「美し国三重さきもり」より研究成果発表がありました。基調講演では「東日本大震災に学



パネルディスカッションの様子

ぶ「岩手県大槌町・津波からの復興」と題し、復興庁岩手復興局復興推進官の末村祐子氏から大槌町の現在の復興状況について報告がありました。末村氏は「東日本大震災で経験したエッセンスを取り入れながら自らの日常生活を振り返ることで防災に役立てていただきたい」と述べました。大槌町では、ようやく災害公営住宅の整備が整ったところで、応急仮設住宅からの移転も順次進められているそうです。

後半は「東紀州地域における地域防災力の向上に向けて」をテーマにパネルディスカッションが行われました。パネリストには、さきもり塾卒業生のほか、地元の自治体職員や区長が登壇し、一昨年の台風12号での体験談や各々の防災減災に向けた取り組みについて討論がなされました。